

11月19日に合意された諮問事項について

11月19日に開催された議会運営委員会において、本日の議会運営委員会で審議する諮問事項を以下のとおり決定した。

【継続審議中の諮問事項】

No.	要 旨
3	討論のあり方について（提案会派：自民党） <u>提案理由</u> 1. 板橋区議会では委員会制を導入しており、概ね委員会に所属する議員が審査・審議し、本会議において討論を行っている。委員会に所属せず本会議で討論を行うことを否定するものではないが、当該委員会の議案や陳情の審査・審議に対して十分な理解を有しない状態で討論を行うことにならないようにすべきと考える。 2. 一般質問や総括質問等においては時間制がとられているが、討論においては時間制限がなく、何時間でも討論が可能となる状態が許されている。また委員会での質疑時間は一人20分を基調としていることから討論時間についても調整すべきと考える。

諮問事項3 討論のあり方について

1 諮問事項提案会派

自民党

2 提案理由

- (1) 板橋区議会では委員会制を導入しており、概ね委員会に所属する議員が審査・審議し、本会議において討論を行っている。委員会に所属せず本会議で討論を行うことを否定するものではないが、当該委員会の議案や陳情の審査・審議に対して十分な理解を有しない状態で討論を行うことにならないようにすべきと考える。
- (2) 一般質問や総括質問等においては時間制がとられているが、討論においては時間制限がなく、何時間でも討論が可能となる状態が許されている。また委員会での質疑時間は一人20分を基調としていることから討論時間についても調整すべきと考える。

3 討論に関する申合せ

討論者や討論時間に関する申合せはないが、討論申し出の期日を定めた申合せがある。

4 前回議会運営委員会における意見

- ・本会議において最終的な議決を行う以上は、議員一人ひとりに発言権があるべきである。
- ・重大な案件であっても、当該委員会に所属していない委員が発言できないのは、問題である。
- ・委員会においてどのように議論されてきたのか、委員会制度で担保すべきである。
- ・全議員が構成員となる予算審査・決算調査特別委員会の扱いも考える必要がある。

5 解決策

(1) 常任委員会

- ①常任委員会で審査した案件に関する本会議での討論は、当該委員会の委員が行う。ただし、当該委員がやむを得ず討論を行えない場合は、当該委員が所属する会派の議員と交代することができる。

②討論時間の上限は、5分を目安とする。

(2) 予算審査・決算調査特別委員会

- ①討論は、全委員が行うことができる。

②会派を代表しての討論は、当該会派の構成人数に応じて1名あたり2分の討論時間を配分する。ただし、2名以下の会派には、5分を目途とした討論時間を保証する。